２　前項の場合において、同項の申請書に記載された緑地確保事業の実施に係る行為が次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

一　首都圏近郊緑地保全区域内において行う行為であつて、首都圏近郊緑地保全法第七条第一項の規定による届出をしなければならないもの　首都圏近郊緑地保全法施行規則第二条の書面

二　近畿圏近郊緑地保全区域内において行う行為であつて、近畿圏の保全区域の整備に関する法律第八条第一項の規定による届出をしなければならないもの　近畿圏の保全区域の整備に関する法律施行規則第三条の書面

三　緑地保全地域内において行う行為であつて、法第八条第一項の規定による届出をしなければならないもの　第二条の書面

四　特別緑地保全地区内において行う行為であつて、法第十四条第一項の許可を受けなければならないもの　第四条において準用する第二条の書面

（優良緑地確保計画の記載事項）

第三十七条　法第八十八条第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、同項第一号の区域内の緑地等の位置及び緑地の面積とする。　（新設）

（調査の方法）

第三十八条　法第八十八条第五項（法第八十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により国土交通大臣が行う技術的な調査は、職員二人以上によつて行うものとする。　（新設）

（優良緑地確保計画の軽微な変更）

第三十九条　法第八十九条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。　（新設）

一　地域の名称の変更又は地番の変更に伴う変更

二　前号に掲げるもののほか、変更後の優良緑地確保計画が緑地確保指針に適合するものであることが明らかであり、緑地確保事業の実施に支障がないと国土交通大臣が認める変更

（優良緑地確保計画の変更の認定の申請）

第四十条　法第八十九条第一項の変更の認定の申請をしようとする者は、別記様式第六による申請書に、第三十六条に規定する書面、書類又は図書のうち変更に係るものを添えて、これらを国土交通大臣に提出しなければならない。　（新設）

（定期の報告）

第四十一条　法第九十二条の規定による報告は、認定優良緑地確保計画の計画期間の各事業年度における緑地確保事業の実施状況について、当該事業年度の終了後三月以内に、当該状況を記載した報告書を提出して行うものとする。　（新設）

第四十二条　（略）

第二十九条　（略）